

労働者の権利の理解に関する状況 (既存の調査報告より)

平成20年8月8日(金)
厚生労働省政策統括官付労働政策担当参事官室

1. 労働者の理解状況

- ・「労働組合をつくること(団結権)」が憲法で決められた国民の権利であることを理解している者の割合は、1973年以降調査毎に減少してきている。
- ・民間企業雇用者は、「官公庁雇用者」及び「雇用者以外の有業者」と比べて労働者の基本的な権利を知っている者の割合(認知度)が低い。

表1-① 団結権についての理解度

1973	1978	1983	1988	1993	1998	2003
39.4%	36.0%	28.9%	27.1%	25.5%	23.0%	20.4%

(資料出所) NHK 放送文化研究所「第7回『日本人の意識2003』報告書」(平成15年)

表1-② 国民全体の権利の認知状況

	合計点(4点満点)	最低賃金	残業手当	有給休暇	団結権	N
合計	2.20	64.4%	52.0%	68.6%	35.3%	4,878
無業者	2.08	59.8%	49.9%	67.1%	31.1%	1,148
有業者	2.24	65.8%	52.7%	69.1%	36.6%	3,730
雇用者以外	2.35	69.2%	56.5%	71.8%	37.7%	733
雇用者	2.21	65.0%	51.6%	68.4%	36.3%	2,934
官公庁	2.70	71.9%	62.1%	76.6%	59.6%	235
民間企業	2.18	64.7%	51.0%	67.9%	34.4%	2,648

(資料出所) 労働政策研究・研修機構「働き方の多様化とセーフティネットー能力開発とワークライフバランスに着目してー」(労働政策研究報告書No.75、2007)

・ 全般的に労働者の基本的な権利の認知度は高くない。

表1-③ 労働者の権利の認知状況（2003年調査）

法律で労働者の権利として定められていること	権利を理解している者の割合	法律
労働組合を作ること	43.8%	憲法、労働組合法
子どもが1歳になるまで育児休業を取得できること	41.4%	育児・介護休業法
残業した場合に賃金の割増を要求できること	39.9%	労働基準法
国で決められた最低賃金以上の賃金をもらえること	54.6%	最低賃金法
年間最低10日以上の有休休暇を請求できること	33.4%	労働基準法
会社が倒産しても未払い分給与を請求できること	37.8%	賃金確保法

（資料出所） 連合総合生活開発研究所「第5回勤労者の仕事と暮らしについてのアンケート調査」（2003年実施）

注：権利を理解している者の割合とは、各項目を労働者の権利として理解している人数を、回答者のうち役員を除いた雇用者数（1607人）で除して100を乗じたものである。

表1-④ 労働者の権利の認知状況（2007年調査）

		認知割合
雇用保険	失業しても、ハローワークに行き自分で手続きをしなければ、失業手当はもらえない	88.1%
最低賃金	人を雇う時には、必ず一定以上の時間給を支払う必要がある	66.0%
残業手当	雇われて働いている人は、法定労働時間を超えて残業した場合は、割増賃金を請求できる	53.9%
有給休暇	雇われて働いている人は、年間一定日数の有給休暇を請求できる	74.7%
団結権	雇われて働いている人は、誰でも労働組合を作ることができる	29.4%
育児休業	雇われて働いている人は申し出ることにより、原則として子が1歳に達するまでの間、育児休業をすることができる。	45.8%

（資料出所） 連合総合生活開発研究所「第13回勤労者の仕事と暮らしについてのアンケート調査」（2007年実施）

- ・ 権利によって認知度のばらつきが大きい。また、6つの権利の中では、団結権の認知度が低い。
- ・ 雇用形態別に見ると、パート・アルバイトでは、いずれについても正社員や契約社員・派遣社員に比べて認知度が低い。

表1-⑤ 雇用形態別にみた労働に関する権利の認知状況(2007年調査)

(%)

	雇用保険	最低賃金	残業手当	有給休暇	団結権	育児休業	計(人)
正社員	90.3	69.7	62.3	80.2	37.1	50.5	515
パート・アルバイト	87.6	59.7	31.0	62.0	10.1	37.2	129
契約・派遣	100.0	70.8	51.4	80.6	18.1	41.7	72
計	90.8	68.0	55.6	77.0	30.3	47.2	716

(資料出所) 佐藤博樹「権利理解と労働組合 ―組合効果のアピールを―」(『バランスのとれた働き方―不均衡からの脱却―』、エイデル研究所、2008。表1-④の調査を基に作成。)

(注) 計には雇用形態の不明を含む。無回答を除く。

- ・ 権利の認知度について、労働者の分布を見ると、ばらつきが相当大きい。

表1-⑥ 労働者の権利認知度得点
(2003年調査)

(6点満点)

権利の理解度	人数	%
0	223	13.9
1	237	14.7
2	330	20.5
3	369	23.0
4	262	16.3
5	131	8.1
6	55	3.4
合計	1607	100

(資料出所) 原ひろみ・佐藤博樹「労働組合支持に何が影響を与えるのか-労働者の権利に関する理解に着目して」(日本労働研究雑誌532号、2004。表1-③の調査を基に作成。)

注: 権利認知度得点は、「知っている」と回答した権利の数を合計したもの。

表1-⑦ 労働者の権利認知度得点
(2007年調査)

(6点満点)

権利の理解度	人数	%
1	66	9.2
2	122	17.0
3	141	19.7
4	145	20.3
5	124	17.3
6	118	16.5
合計	716	100

(資料出所) 佐藤博樹「権利理解と労働組合 —組合効果のアピールを—」(『バランスのとれた働き方—不均衡からの脱却—』、エイデル研究所、2008)

注: 権利認知度得点は、「知っている」と回答した権利の数を合計したもの。「すべて無回答の者」と「すべてを知らなかった者」を区別できないため、0点となった22人に関しては、無回答と判断し除外。

- ・ 属性別に権利認知度をみると、①男女別では男性、②勤め先の労働組合の有無別では勤め先に労働組合がある者、③学歴別では大学・大学院卒者、④職種別では管理職とホワイトカラー、⑤就業形態別では正社員と派遣社員が、相対的に高い。

表1-⑧ 属性別の権利認知度得点(2003年調査) (6点満点)

全体		2.51 (1607)
勤め先の労働組合の有無	ある	2.72 (628)
	ない	2.49 (777)
性別	男性	2.62 (965)
	女性	2.34 (642)
学歴別	中・高卒	2.41 (664)
	専修学校・短大卒	2.12 (357)
	大学・大学院卒	2.84 (579)
職種別	管理職	2.76 (181)
	ホワイトカラー	2.63 (1001)
	ブルーカラー	2.30 (162)
就業形態別	正社員(役員を除く)	2.57 (1143)
	パート・アルバイト	2.29 (327)
	契約社員	2.41 (94)
	派遣社員	2.72 (43)

(資料出所) 原ひろみ・佐藤博樹「労働組合支持に何が影響を与えるのか-労働者の権利に関する理解に着目して」(日本労働研究雑誌532号、2004)

注: 括弧内の数値は人数。ただし、欠損値を除いているため、括弧内の数値を足し合わせても、回答者のうち役員を除いた雇用者数の1607人にならない場合もある。

表1-⑨ 属性別の権利認知度得点(2007年調査) (6点満点)

全体		3.69
性別	男性	3.93
	女性	3.30
学歴別	中・高卒	3.41
	専修学校・短大卒	3.39
	大学・大学院卒	4.03
雇用形態別	正社員	3.90
	パート・アルバイト	2.88
	契約・派遣	3.63
年齢別	20歳代	3.47
	30歳代	3.85
	40歳代	3.69
	50歳代	3.70

(資料出所) 佐藤博樹「権利理解と労働組合 -組合効果のアピールを-」(『バランスのとれた働き方-不均衡からの脱却-』、エイデル研究所、2008)

注: 「すべて無回答の者」と「すべてを知らなかった者」を区別できないため、0点となった22人に関しては、無回答と判断し除外。

2. 高校生の理解状況

- ・ 高校生の権利の理解状況は、高い方から、残業手当、最低賃金、アルバイト有給休暇、アルバイト労働組合の順となっている。

表2-① 高校生の権利の理解状況(回答分布)

(単位%、Nは実数)

設問文	N	決められている	決められていない	わからない	合計	根拠となる法律
アルバイトでも労働組合を作れる	7455	12.3	47.6	40.2	100.0	憲法、労働組合法
残業したら残業手当を要求できる	7460	81.1	10.3	8.6	100.0	労働基準法
働く人は必ず一定以上の時給をもらえる	7448	64.4	20.5	15.2	100.0	最低賃金法
アルバイトは有給休暇を認められない	7455	34.5	40.6	24.8	100.0	労働基準法

(資料出所) 佐藤博樹・高橋康二「労働のセーフティネットを使いこなすためには何が必要かー労働者の権利に関する理解に着目してー」(『若年者の就業行動・意識と少子高齢社会の関連に関する実証研究(平成16年総括研究報告書)』、厚生科学研究費補助金政策科学推進研究事業、2005)

注: 網掛けは正答、下線は誤答

表2-② 高校生の権利の理解度得点

(4点満点)

4問の合計点	%
0	7.2
1	21.9
2	40.0
3	27.1
4	3.8
合計	100.0 (7416人、平均1.98点)

(参考)再掲

表1-④ 労働者の権利の理解度 (2007年調査)

		認知割合
雇用保険	失業しても、ハローワークに行って自分で手続をしなければ、失業手当はもらえない	88.1%
最低賃金	人を雇う時には、必ず一定以上の時間給を支払う必要がある	66.0%
残業手当	雇われて働いている人は、法定労働時間を超えて残業した場合は、割増賃金を請求できる	53.9%
有給休暇	雇われて働いている人は、年間一定日数の有給休暇を請求できる	74.7%
団結権	雇われて働いている人は、誰でも労働組合を作ることができる	29.4%
育児休業	雇われて働いている人は申し出ること、原則として子が1歳に達するまでの間、育児休業をすることができる。	45.8%

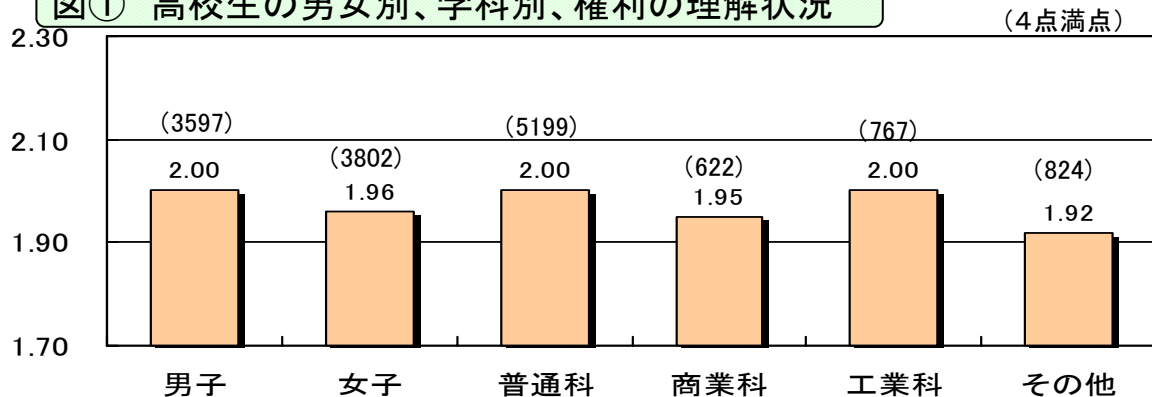
(資料出所) 連合総合生活開発研究所「第13回勤労者の仕事と暮らしについてのアンケート調査」(2007年実施)

(資料出所) 佐藤博樹・高橋康二「労働のセーフティネットを使いこなすためには何が必要かー労働者の権利に関する理解に着目してー」(『若年者の就業行動・意識と少子高齢社会の関連に関する実証研究(平成16年総括研究報告書)』、厚生科学研究費補助金政策科学推進研究事業、2005)

注: ()はN。理解度得点は、それぞれの設問について正答であれば1点を与えて4つの設問の合計点を求めたもの。

- ・ ①男女別では男子が、②学科別では普通科及び工業科の生徒が、相対的に理解度が高い。
- ・ 進路別では、進学者と比べて就職者の方が権利の理解度が低い。就職者の中では、理解度の高い方から、「正社員内定」、「正社員未内定」、「フリーター、未定」の順となっている。
- ・ 「正社員内定」の者の中では、①就職先企業規模別では、理解度の高い方から、「大企業」、「中企業」、「小企業」、「公務員」の順となっており、②満足度別では不満が高まるに連れて、理解度が低くなっている。

図① 高校生の男女別、学科別、権利の理解状況

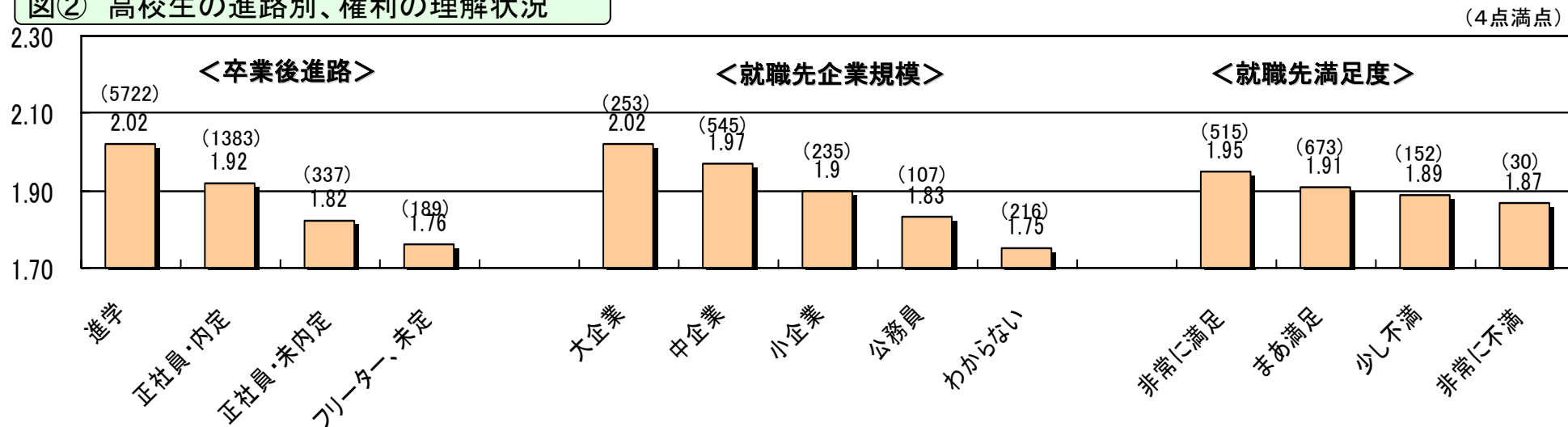


(資料出所) 佐藤博樹・高橋康二「労働のセーフティネットを使いこなすためには何が必要かー労働者の件に関する理解に着目してー」(『若年者の就業行動・意識と少子高齢社会の関連に関する実証研究(平成16年総括研究報告書)』、厚生科学研究費補助金政策科学推進研究事業、2005)

注1: ()はN

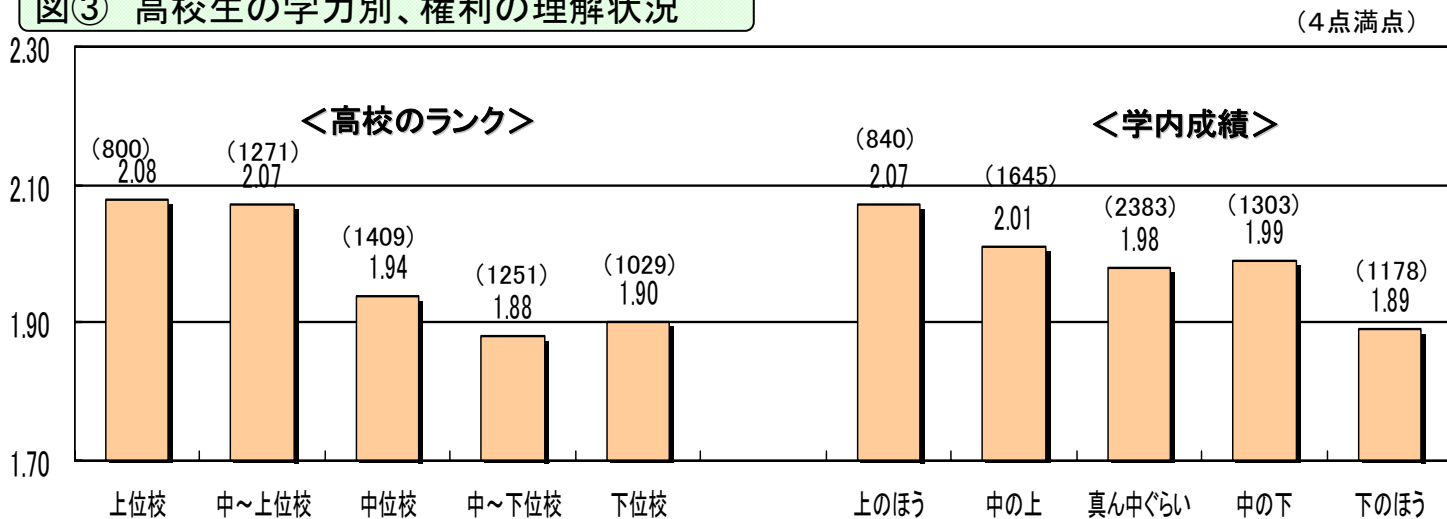
注2: 「就職先企業規模」および「就職先満足度」は、正社員内定者のみ

図② 高校生の進路別、権利の理解状況



- ・ 高校のランクが高いほど権利の理解度が高く、学内成績が高いほど権利の理解度が高い。
- ・ アルバイト経験の有無で、権利の理解度にほとんど差がみられない。(ただし、高校のランクとアルバイト経験が強く相関しており、アルバイト経験によって労働者の権利の理解度が向上していたとしても、その向上分が「学力の低さ」によって相殺されている可能性が否定できない。)

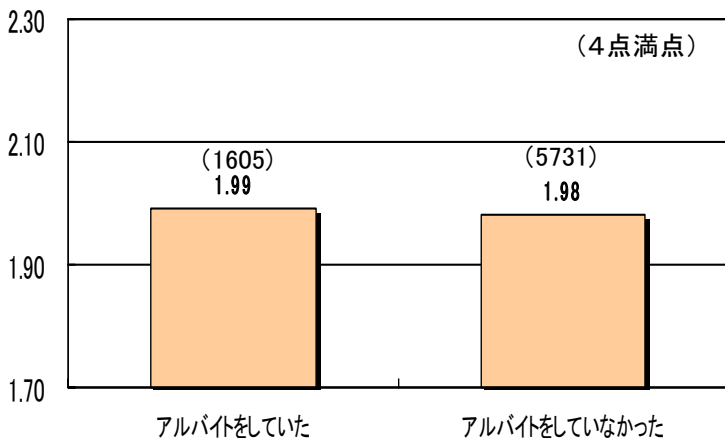
図③ 高校生の学力別、権利の理解状況



(資料出所) 佐藤博樹・高橋康二「労働のセーフティネットを使いこなすためには何が必要かー労働者の権利に関する理解に着目してー」(『若年者の就業行動・意識と少子高齢社会の関連に関する実証研究(平成16年総括研究報告書)』、厚生科学研究費補助金政策科学推進研究事業、2005)

注1: ()はN
 注2: 高校のランク
 上位校 : 4年生大学進学率 70%以上
 中～上位校: " 40%以上70%未満
 中位校 : " 20%以上40%未満
 中～下位校: " 10%以上20%未満
 下位校 : " 10%未満
 注3: 学内成績 「高校でのあなたの今の成績はどのくらいですか」に対する5段階の回答

図④ 高校生のアルバイト経験と権利の理解状況



図⑤ 高校のランクとアルバイト経験

